

## 令和 5 年度いさはや暮らし体験宿泊費補助金交付要領

### 1 目的

市は、市内への移住を目的に市内で住居及び仕事を探す、暮らしを体験する等の活動に対し、滞在期間中の宿泊費の一部を補助することにより、移住希望者が本市を訪れる機会の創出を図り、もって移住定住の促進及び地域活性化に資するため、いさはや暮らし体験宿泊費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、諫早市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによる。

### 2 定義

この要領において「市内宿泊施設」とは、次の各号のいずれかに該当する市内の施設をいう

- (1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けて旅館業を営む施設
- (2) 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に規定する届出をして、同法第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業を営む施設

### 3 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外に住所を有する者
- (2) 市内への移住を目的とする活動（以下「補助対象活動」という。）のために、市内宿泊施設に宿泊する者
- (3) 滞在期間中に担当課職員と 1 回以上の面談を行い、アンケートの回答に協力できる者
- (4) 諫早市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員でない者
- (5) 同一世帯内に令和 5 年度の補助金の交付を受けた者がいな

い者

#### 4 補助対象活動

補助対象活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内で住居を探す活動
- (2) 市内で仕事を探す活動
- (3) 市内への移住又は就業を目的に、市内での視察、体験活動、研修等に参加する活動
- (4) 市内への移住を検討し、又は移住を実施するために必要な相談に係る活動
- (5) 移住活動の一環として、市の文化、歴史、風土、気候、生活環境等を知るための活動（移住後の生活に必要な情報収集に係るものに限る。）

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象者が補助対象活動のために市内宿泊施設に宿泊する際の宿泊費（飲食費、サービス料金等を除く。以下同じ。）とし、補助対象者の同一世帯の者が同時に補助対象活動を行う場合にあっては、1世帯につき3名までを対象とする。

#### 6 補助金の額

補助金の額は、1人につき1泊ごとの宿泊費の2分の1以内の額（3,000円を上限とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、連続して宿泊した場合は3泊分までの合計額とする。

#### 7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助対象活動開始日から起算して7日前までに、次に掲げる書類を添えて、いさはや暮らし体験宿泊費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- (1) 現住所地を証する書類の写し（本市に滞在し、活動しようとする者全員分）
- (2) その他市長が必要と認める書類

## 8 補助金の交付決定

市長は、6の規定による申請の内容が適正であると認めた時は、いさはや暮らし体験宿泊費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

## 9 申請内容の変更及び承認

### (1) 申請事項の変更

8の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合又は中止する場合は、速やかに、いさはや暮らし体験宿泊費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (2) 申請事項の変更承認

市長は、前号に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、いさはや暮らし体験宿泊費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

## 10 実績報告

交付決定者は、補助対象活動が終了したときは、いさはや暮らし体験宿泊費補助金実績報告書（様式第5号）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊費の支払いを証する書類
- (2) アンケート
- (3) その他市長が必要と認める書類

### 11 実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、補助対象活動が終了した日から30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日とする。

### 12 補助金の額の確定

市長は、10の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するも

のとし、いさはや暮らし体験宿泊費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

### 1 3 補助金の請求

1 2の規定による通知を受けた者は、いさはや暮らし体験宿泊費補助金交付請求書（様式第7号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

### 1 4 補助金の交付決定の取消及び返還

市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

### 1 5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。